

海上保安庁と海上自衛隊との電気通信の協力に関し、海上保安庁と防衛省との間において次のように協定する。

平成11年1月27日

海上保安庁長官 楠木 行雄  
防衛事務次官 江間 清二

改正 平成19年2月28日 運情2039号（第1次改正）

### 海上保安庁と海上自衛隊との電気通信の協力に関する基本協定

海上自衛隊と海上保安庁との電気通信の協力に関する基本協定（昭和30年6月10日）の全部を改正する。

#### 第1章 通則

##### （目的）

第1条 この協定は、別に協定するもののほか、海上保安庁及び海上自衛隊がその任務を遂行するため電気通信（有線及び無線による通信をいう。以下「通信」という。）に関し相互に協力することについて必要な基本事項を定めることを目的とする。

##### （協力の範囲）

第2条 海上保安庁と海上自衛隊は、任務遂行上必要とする通信を行うため、できる限り協力するものとする。

##### （通信訓練）

第3条 前条の通信を円滑に実施するための通信訓練は、両省庁の関係機関が協議して行うものとする。

##### （中継処理）

第4条 相手省庁の通信は、原則として、両省庁のいずれかに属する専用通信系によって中継するものとし、名あて先に伝送するものとする。

##### （秘密の保全）

第5条 各省庁は、この協定の実施に伴って知り得た相手省庁の通信の内容及び相手省庁により秘密区分を指定された事項を他にもらしてはならない。

#### 第2章 有線通信

##### （有線通信の手段）

第6条 両省庁相互の有線通信は、データ通信装置、電話又は別に協議して定める

手段により行うものとする。

(専用回線の設置等)

第7条 専用回線の設置、変更又は廃止及びそれに伴う手続は、両省庁が別に協議して行うものとする。

(経費)

第8条 専用回線にかかる経費は、両省庁が別に協議して定めるものとする。

### 第3章 無線通信

(交信要領)

第9条

(識別信号)

第10条

(使用電波)

第11条

2

### 第4章 電報

(電報の形式)

第12条 両省庁相互間の通信において使用する電報の形式は、別表のとおりとする。

(緩急区分)

第13条

(送信順序)

第14条

第5章 通信の秘匿

(秘匿通信)

第15条 両省庁の間に行う秘匿通信に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第6章 雑則

(資料の交換)

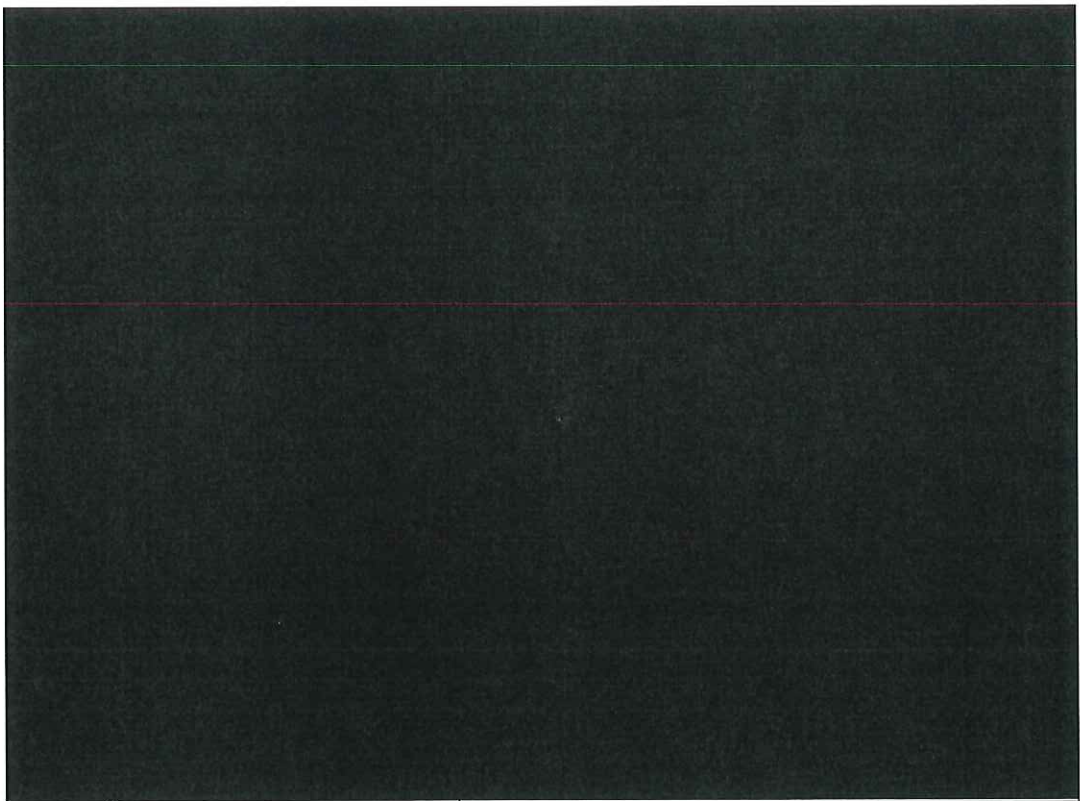
第16条 両省庁は、この協定に基づく通信の実施に必要な資料を相互に交換するものとする。

(細目の協定)

第17条 この協定の実施に必要な細目は、海上保安庁警備救難部長と防衛省海上幕僚監部指揮通信情報部長との間又は海上保安庁管区海上保安本部長と海上自衛隊地方総監若しくは航空群司令との間で協議して定めるものとする。

別表 電報の形式

電報の形式は、次の表の区分の欄に掲げるとおりとし、その送信は呼出に続き同表の項目の欄に掲げる項目を冠して順次行うものとする。ただし、項目のうち送信する必要のないものは、適宜省略することができるものとする。





附 則

この協定は、平成11年2月1日から実施する。

附 則 [第1次改正による附則]

この協定は、平成19年3月1日から実施する。